

埼玉県一時預かり事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この補助金は、常日頃保育所を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業に対し、その費用の一部を補助することにより、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業とする。

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に3分の1を乗じて得た額。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事は報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第6号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 市町村が(1)から(8)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 市町村は、市町村以外の者が行う補助対象事業に対して、この補助金をその財源の一部とする補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならぬ。

この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)中「知事」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(11) (10)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年2月8日から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年12月1日から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年1月1日から適用する。

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別 表

対象事業	基準額	対象経費	負担割合																																
(一般分) 1 運営費 (1) 一般型	<p>ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額)</p> <p>(7) 基本分</p> <p>※管内全事業所の合計年間延べ利用児童数(一般型対象児童(イ～エを除く)に限る。)(以下、「全事業所合計年間延べ利用児童数」という。)が管内乳幼児(0歳～5歳)人口を超過する場合には、市町村あたりの(7)基本分基準額を次の算出式によって算定された額とする。</p> <p>(算出式)</p> <p>全事業所の下欄基準額合計×管内乳幼児人口÷全事業所合計年間延べ利用児童数+全事業所の下欄基準額合計×(全事業所合計年間延べ利用児童数-管内乳幼児人口)÷全事業所合計年間延べ利用児童数×0.75</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <p>年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="416 1238 1099 2040"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人未満</td><td>1,539,000円</td></tr> <tr><td>50人以上 100人未満</td><td>2,063,000円</td></tr> <tr><td>100人以上 200人未満</td><td>2,555,000円</td></tr> <tr><td>200人以上 300人未満</td><td>3,079,000円</td></tr> <tr><td>300人以上 900人未満</td><td>3,492,000円</td></tr> <tr><td>900人以上 1,500人未満</td><td>3,740,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上 2,100人未満</td><td>5,402,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上 2,700人未満</td><td>7,064,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上 3,300人未満</td><td>8,726,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上 3,900人未満</td><td>10,388,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上 4,500人未満</td><td>12,050,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上 5,100人未満</td><td>13,712,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上 5,700人未満</td><td>15,374,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上 6,300人未満</td><td>17,036,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上 6,900人未満</td><td>18,698,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	50人未満	1,539,000円	50人以上 100人未満	2,063,000円	100人以上 200人未満	2,555,000円	200人以上 300人未満	3,079,000円	300人以上 900人未満	3,492,000円	900人以上 1,500人未満	3,740,000円	1,500人以上 2,100人未満	5,402,000円	2,100人以上 2,700人未満	7,064,000円	2,700人以上 3,300人未満	8,726,000円	3,300人以上 3,900人未満	10,388,000円	3,900人以上 4,500人未満	12,050,000円	4,500人以上 5,100人未満	13,712,000円	5,100人以上 5,700人未満	15,374,000円	5,700人以上 6,300人未満	17,036,000円	6,300人以上 6,900人未満	18,698,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費	県 1/3 (国 1/3 市 1/3)
年間延べ利用児童数	基準額																																		
50人未満	1,539,000円																																		
50人以上 100人未満	2,063,000円																																		
100人以上 200人未満	2,555,000円																																		
200人以上 300人未満	3,079,000円																																		
300人以上 900人未満	3,492,000円																																		
900人以上 1,500人未満	3,740,000円																																		
1,500人以上 2,100人未満	5,402,000円																																		
2,100人以上 2,700人未満	7,064,000円																																		
2,700人以上 3,300人未満	8,726,000円																																		
3,300人以上 3,900人未満	10,388,000円																																		
3,900人以上 4,500人未満	12,050,000円																																		
4,500人以上 5,100人未満	13,712,000円																																		
5,100人以上 5,700人未満	15,374,000円																																		
5,700人以上 6,300人未満	17,036,000円																																		
6,300人以上 6,900人未満	18,698,000円																																		

6,900人以上	7,500人未満	20,360,000円
7,500人以上	8,100人未満	22,022,000円
8,100人以上	8,700人未満	23,684,000円
8,700人以上	9,300人未満	25,346,000円
9,300人以上	9,900人未満	27,008,000円
9,900人以上	10,500人未満	28,670,000円
10,500人以上	11,100人未満	30,332,000円
11,100人以上	11,700人未満	31,994,000円
11,700人以上	12,300人未満	33,656,000円
12,300人以上	12,900人未満	35,318,000円
12,900人以上	13,500人未満	36,980,000円
13,500人以上	14,100人未満	38,642,000円
14,100人以上	14,700人未満	40,304,000円
14,700人以上	15,300人未満	41,966,000円
15,300人以上	15,900人未満	43,628,000円
15,900人以上	16,500人未満	45,290,000円
16,500人以上	17,100人未満	46,952,000円
17,100人以上	17,700人未満	48,614,000円
17,700人以上	18,300人未満	50,276,000円
18,300人以上	18,900人未満	51,938,000円
18,900人以上	19,500人未満	53,600,000円
19,500人以上	20,100人未満	55,262,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする。

年間延べ利用児童数	基準額	
50人未満	1,539,000円	
50人以上	100人未満	2,063,000円
100人以上	200人未満	2,555,000円
200人以上	300人未満	3,079,000円
300人以上	900人未満	3,366,000円
900人以上	1,500人未満	3,605,000円
1,500人以上	2,100人未満	5,207,000円
2,100人以上	2,700人未満	6,809,000円
2,700人以上	3,300人未満	8,411,000円
3,300人以上	3,900人未満	10,013,000円
3,900人以上	4,500人未満	11,615,000円

4,500人以上	5,100人未満	13,217,000円
5,100人以上	5,700人未満	14,819,000円
5,700人以上	6,300人未満	16,421,000円
6,300人以上	6,900人未満	18,023,000円
6,900人以上	7,500人未満	19,625,000円
7,500人以上	8,100人未満	21,227,000円
8,100人以上	8,700人未満	22,829,000円
8,700人以上	9,300人未満	24,431,000円
9,300人以上	9,900人未満	26,033,000円
9,900人以上	10,500人未満	27,635,000円
10,500人以上	11,100人未満	29,237,000円
11,100人以上	11,700人未満	30,839,000円
11,700人以上	12,300人未満	32,441,000円
12,300人以上	12,900人未満	34,043,000円
12,900人以上	13,500人未満	35,645,000円
13,500人以上	14,100人未満	37,247,000円
14,100人以上	14,700人未満	38,849,000円
14,700人以上	15,300人未満	40,451,000円
15,300人以上	15,900人未満	42,053,000円
15,900人以上	16,500人未満	43,655,000円
16,500人以上	17,100人未満	45,257,000円
17,100人以上	17,700人未満	46,859,000円
17,700人以上	18,300人未満	48,461,000円
18,300人以上	18,900人未満	50,063,000円
18,900人以上	19,500人未満	51,665,000円
19,500人以上	20,100人未満	53,267,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,400,000円

※ 土日祝日に9時間以上開所している施設に加算

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 440円

(イ) 長期休業日（8時間未満） 440円

(ウ) 長期休業日（8時間以上） 880円

(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）

		800円		
	(オ) 長時間加算			
	(ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)			
	・ 超えた利用時間が2時間未満	100円		
	・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円		
	・ 超えた利用時間が3時間以上	300円		
	ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額)			
			4,400円	
	エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算			
	(児童1人当たり日額)		4,200円	
	オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)			
	・ 生活保護法による被保護世帯	3,000円		
	・ 市町村民税非課税世帯	2,400円		
	・ 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯		2,100円	
	・ その他要支援児童のいる世帯	1,500円		
	※ オは緊急一時預かりを除く。			
(2) 幼稚園型	ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)			
I	(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)			
	I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設			
	① 平日	480円		
	② 長期休業日(8時間未満)	480円		
	③ 長期休業日(8時間以上)	960円		
	II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設			
	① 平日			
	(1,760,000円÷年間延べ利用児童数) - 440円			
	(10円未満切り捨て)			
	② 長期休業日(8時間未満)	440円		
	③ 長期休業日(8時間以上)	880円		
	(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)		880円	
	(ウ) 長時間加算			

	<p>I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(エ) 保育体制充実加算</p> <p>I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円</p> <p>II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>③年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。</p> <p>④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(オ) 就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり年額 1,383,200円</p>		
--	---	--	--

※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする

※2 次の要件を満たす施設に適用する。

①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること

②次のいずれかの要件を満たしていること

a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること

b 3以上の市町村から園児を受け入れていること

c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること

③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額)

(ア) 基本分 880円

(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満 150円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

・超えた利用時間が3時間以上 450円

ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額)

① 平日分 4,000円

② 長期休業日 8,000円

③ 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 8,000円

※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。

(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持

<p>(3)幼稚園型 II</p>	<p>する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童</p> <p>※ 幼稚園型 I に係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、11,245,300円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(7) I ③、ア(7) II ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、11,245,300円を超えた場合は、この限りでない）。</p> <p>(児童1人当たり日額)</p> <p>ア 2歳児</p> <p>I 一時預かり事業（幼稚園型 II）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設</p> <p>(ア) 基本分 2,910円</p> <p>(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 330円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 990円 <p>II 一時預かり事業（幼稚園型 II）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設</p> <p>(ア) 基本分 2,560円</p> <p>(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 280円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 840円 <p>イ 1歳児</p> <p>(ア) 基本分 2,560円</p> <p>(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 280円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 840円 <p>ウ 0歳児</p> <p>(ア) 基本分 5,120円</p> <p>(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p>		
-----------------------	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 1,120円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 1,680円 		
(4) 余裕活用型	(児童 1 人当たり日額)		
	ア 基本分	2,800円	
	イ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算	4,200円	
	ウ 利用者負担軽減 (児童 1 人当たり日額)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法による被保護世帯 3,000円 ・ 市町村民税非課税世帯 2,400円 ・ 市町村民税所得割合算額が 7 万 7,101 円未満世帯 2,100円 ・ その他要支援児童のいる世帯 1,500円 		
(5) 居宅訪問型	(児童 1 人当たり日額)		
	ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童		
	利用時間 4 時間以上	12,000円	
	利用時間 4 時間未満	6,000円	
	イ 緊急一時預かり対象児童		
	利用時間 4 時間以上	16,000円	
	利用時間 4 時間未満	6,000円	
	ウ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算	4,200円	
	エ 利用者負担軽減 (児童 1 人当たり日額)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法による被保護世帯 3,000円 ・ 市町村民税非課税世帯 2,400円 ・ 市町村民税所得割合算額が 7 万 7,101 円未満世帯 2,100円 ・ その他要支援児童のいる世帯 1,500円 		
	※ エは緊急一時預かりを除く。		
(6) 災害特例型	<p>利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて、本事業で利用している施設等において教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育 ・ 保育給付に応じて、算定される金額 (児童 1 人当たり 		

<p>2 開設準備 経費</p> <p>(その他分)</p> <p>3 運営費の 事務経費加算 (一般型に限 る)</p>	<p>月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第27条第3項により算定される金額 ・子ども・子育て支援法第29条第3項により算定される金額 ・子ども・子育て支援法第28条第2項第2号若しくは第3号により算定される金額 ・子ども・子育て支援法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号により算定される金額 <p>※ 途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ (1)は災害特例型を除く。 ※ (2)は一般型に限る。 <p>(1か所当たり年額) 3,044,000円</p>		
---	--	--	--